

## 今、非暴力不服従抵抗を考える

小林 武

### はじめに 戦争の足音が聞こえる中で

昨年（2022年）12月16日に閣議決定されて国家的な公的文書となった「安保3文書」の紙背から戦争の足音が聞こえてくる今、私たちは戦争か平和かの岐路に立たされている。戦争に向かう濁流を堰き止めるための平和の関門を築かなければならぬ。

そうした課題を考えているときに、「市民の意見」誌から執筆の依頼を受けた。その由縁は、編集部の方が、私が2022年12月刊行の「わだつみのこえ」157号に書いた小論の非暴力不服従抵抗の論理に関心を持たれたことにある。小論は「3文書」閣議決定の前のものであるので、この文書の重大性に照らして、今の時点でこの論理を少しでも深めておきたいと考え、執筆を喜んでお引き受けした。なお、同誌は私には初見であったが、贈ってくださった各号から平和への高い志を知ることができ、敬意を覚えた。また、古沢宣慶氏のご論稿「非

暴力と反戦の人々（30）」（194号所掲）から有益な示唆をいただいたことにも感謝したい。

そこで、以下、まず「安保3文書」が「新しい戦前」をつくり出していることを述べた上で、国民による非暴力不服従抵抗が今もつ意義について考えようと思う（なお、以下の文章（とくに2）は、上記の「わだつみのこえ」誌の小論をその後の事態の進展をふまえて補筆したものであることをおことわりしておきたい）。

### 1 「安保3文書」による戦争準備との対峙

#### （1）「新しい戦前」の到来

非暴力不服従の抵抗は、日本国憲法の理念でもあり、憲法研究者として常に関心を抱いてきたが、これをリアルに考え始めた契機は、やはり2022年2月24日に始まるウクライナ危機であった。とりわけて「明日は日本」という論証拔きの言説が飛び交う中で、「攻められたらどうする」という

問いが憲法を守ろうとする人々の側に向けられ、多くの憲法学者もそれに応答することが求められ、私についても例外ではなかった。ただ本来は、この問いは、軍事力を含む公権力を担う政府に向けられるべきものである。国民の生命と安全の確保をこそ存在意義としている政府は、常にそのための方策を憲法にもとづいて講じていなければならぬからである。それにもかかわらず、現在の日本政府は、「武力には武力で」という軍拡（実態において戦後未曾有の大軍拡）の方策をもつのみである。

すなわち、自衛隊の増強と軍事費の倍増、集団的自衛権行使を前提とした日米「同盟」の強化（自衛隊と米軍との共同行動の常態化）、敵基地攻撃能力（政府は「反撃能力」と言い換える）の具備（敵中枢への先制攻撃も含み、かつ、安保法制にもとづく集団的自衛権の行使にあたっても敵基地攻撃は可能、とする）および「核兵器の共有」などにまで及ぶ「武力による抑止」の主張であり、それに加えて、憲法の改定、とくに9条改憲を果たすという。

そして今般、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」および「防衛力整備計画」から成る「3文書」が出されたわけであるが、戦後安保政策を大転換させる政府決定である。それは、これまで政府自身が採ってきた専守防衛の方針を（言葉の上では維持する

としつつ、実質的に放擲し、また、これも歴代政府がわが国憲法の下では認められないとしてきた集団的自衛権の行使を容認に転換した2014年の閣議決定・15年の安保法制を、実戦段階に高める形で確認したものである。それに敵基地攻撃能力が加わり、米国のする戦争の際にも自衛隊が米軍の相手国の基地への攻撃を実行することを明言している。それにより、国連憲章の禁じる先制攻撃となる可能性が生じ、米国の相手国によるわが国への反撃を誘い出し、わが国土の戦場化を招くことになる。そして、それらを遂行するための莫大な「防衛」費の負担を、国民が強いられるのである。

## (2) 「安保3文書」——これは戦争だ」

上に述べた戦争準備政策の核心をなす叙述は、「国家安全保障戦略」の次の箇所にも見られる。

——「反撃能力」(敵基地攻撃能力のこと)の保有については、1956年2月29日の政府見解で法的には可能とされていたものを、これまで政策判断として実施してこなかったが、今般保有することとする。「この〔1956年の〕政府見解は、2015年の平和安全法制〔安保法制のこと〕に際して示された武力の行使の3要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまる

ものであり、今般保有することとする〔反撃〕能力は、この考え方の下で上記3要件を満たす場合に行使しうるものである。」(文書Ⅳ2(2)ア)——

故意に判読しづらくしたような文章を少し補ったが、要するに、わが国は敵基地攻撃能力を保有することとし、かつ、それは集団的自衛権行使の場合にも当てはめるといふものである。つまり、米国の戦争を共同して遂行することを日本の防衛政策の基本に据えたことの宣言であるといえる。

そして、こうした政策の根本的転換を国民代表議会に諮ることなく閣議決定という内閣の一存で決めたのは、立憲主義の蹂躪であることが明瞭である。先に安倍政権は、2014年の集団的自衛権行使容認の閣議決定・15年の安保法制の制定で立憲主義のタガを外したが、岸田政権は、この悪業に倣ったといえる。憲法による拘束を意に介さない政権が進む先は見えないものとなった。現在、私たちはもともと危険な政治状況の中に置かれている。今こそ、政府が戦争の準備をすることを許さず、平和の備えをしなければならぬのである。憲法9条をもつ国として果たすべき役割は、力による対応ではなく、平和的・外交的手段によって戦争、とくに核戦争を阻止するために全力を尽くすこと、「平和を愛する諸国民」

の世論により平和を回復し、世界の平和を再建するために貢献すること、そして、アジアに平和の枠組みをつくり出すことにはかならないものと考ええる。

ただ、それでも、「もし攻められたらどうする」という懸念が強く出されており、また世論の中でも政府の軍拡政策をやむをえないとする意見が少なくないのが現実である。この問いはさきにも述べたとおり、本来政府に向けられるべきものではあるが、一憲法学者としても、真に民衆の安全確保に資する策をせいぜい考え、提示しておきたいと思う。章を改めて私見を述べ、広くご意見をいただきたいと思う。

## 2 国民による非暴力不服従の抵抗闘争

### (1) 国民は銃をとらない

戦争が迫りくる今、政府は、必ず、平和的・外交的努力によつて戦争を阻止するために全力を尽くさなければならぬ。その上でなお、戦争事態の発生を想定するのであれば、そこで追求されるべき第一義的課題は、国民が殺されず、また殺すことを強いられないようにすることにほかならない。そのために国民として採るべきは、非暴力不服従の抵抗闘争であると、私は信じる。国民が抵抗のためであっても、銃をとるといふ方針は絶対に選択すべきではない。国民に

おびただしい犠牲を生じさせることは、どのような理由——例えば、「国を護らずして国民は存在できない」等々——をもってしても、受け容れることはできない。その点で、私は、たとえば、一定年齢の国民に出国を禁じて軍事動員を強制するような政策をわが国が採るとすれば、それには同意できない。

侵略者に対して非暴力で対応することは、彼らの「征服」を許すことになるが、私たちのストライキなど労働の拒否、あらゆる場面での非協力、学問上の作物を含めた生産物の提供拒否等一切の不服従は、彼らの「統治」を不可能にする。もとよりそれが、逮捕と拷問・投獄など苛烈な弾圧による少なからぬ犠牲を強いることになるが、それでも、おびただしい死者を生み出し、郷土を廃墟にする地獄絵の再現はどうしても避けるべきであると考ええる。思うに、私たちの考え抜いた抵抗は彼らの軍事的占領を麻痺させ、管理・統治を妨げ、結局、彼らは音をあげて、退却へと向かわせることになるにちがいない。

周知のように、これまでも人々は、国家権力の無法に対して非暴力不服従で抗う経験を積んできている。身近な一例を挙げるとどめるが、戦後米国の軍事占領下の沖縄で、県民は、強大な米軍に対して土地

を守る闘争を非暴力でたたかっていた。その中には、1955年から翌年にかけての伊江島住民による「乞食行進」もあった。それらは米軍の土地強奪政策に譲歩をもたらし、それが祖国復帰運動につながるものとなった。こうした侵略者と非暴力でたたかう日本国民には、圧倒的多数の国際世論が、強力な支援の盾となるにちがいない。これが、国民生命の犠牲を最小限にとどめ、結局は祖国の独立をも確保して勝利する道であると考ええる。国民が軍の命令下に編成されることはあつてはならず、そのことからくる悲劇の大きさは、私たちが1945年太平洋戦争末期の「沖縄戦」で身をもって知ったはずである。

これに対して、政府は、もとより一方では国民をできるだけ多く軍へ動員し、他方で避難・疎開させ、また「シエルター」に収容して、軍が自由に行動できる空間をつくろうとするであろう。「国民保護法」は、結局は、住民と自治体の犠牲と負担の下で軍のほしいままの活動を確保するための法規であることの本質としている。私たちの不服従闘争は、国家権力から動員されない自由を不可欠の前提とする。非暴力不服従の抵抗を貫こうとする私たちは、まずは自国の権力との関係でこの自由をかちとらなければならないのである。

## (2) 自衛隊を専守防衛に徹しさせる

わが国は、本来は、戦争を放棄し軍事力を保持しないことを憲法上誓った国として、国際紛争については何よりそれを平和的・外交的方法によって解決し、戦争を阻止するという非武装の方針を貫かなければならない。しかしながら、現実には、世界の有数の近代的装備をそなえた軍隊をもち、米国との間で軍事的安全保障条約を結んで基地を提供し、あまつさえ、安保法制にもとづいて米軍との共同態勢を日々強化している。自衛隊は、まぎれもない軍隊であつて9条2項が保持を禁じている「戦力」にあたるものとして違憲の制度であるが、これが70年近くも存在しているという現実がある。議論は、この現実をふまえてなされるべきでない。

このような自衛隊を、政府は、最高指揮権をもつ内閣総理大臣をとおして運用する。現行法制においては、重要影響事態、存立危機事態および武力攻撃事態のそれぞれに応じた運用がなされることとなるが、さきにもふれた、いま最も現実性のあるものとして想定される台湾有事には後二者が認定され、それぞれに応じて自衛隊は防衛出動をすることになる。そして、それは安保法制にもとづいて戦闘行動をすることを意味し、まさに戦争そのものとなる。ここ

において国民は、自衛隊が、集団的自衛権の発動としての武力行使をしてはならず、その防衛出動は専守防衛（個別的自衛権にもとづく行動）に徹すべきことを求めなければならぬ。これは、国民が主権者として当然になしうる自衛隊に対するコントロール（自衛隊への統制）である。

この、自衛隊の運用上の統制と、国民自身とする非暴力不服従の闘争とが結びつくことこそが、国民の生命と安全を保持するためのもっとも賢明な、真の安全保障策であると私は考える者である。

## むすびにかえて 平和の準備を今すぐに

ここで述べた、国民が自ら非暴力不服従の抵抗闘争に徹し、自衛隊に対しては主権者として専守防衛の原則で統制するという、文字どおり戦争とたたかう市民的抵抗は、もとより、政府が容易に認めるものではないであろう。しかし、私たちは、戦争に動員されないことを主観的・個人的権利として憲法によって保障されている。平和的生存権がそれである。すなわち、殺されないことと殺さないこと（殺すことを強制されないこと）は基本的人権のひとつであり、これが私たちの非戦の抵抗を支える究極の根拠となるものだといえる。これを、多くの国民の合意点にまで高めて、広範な運動

を展開することが望まれるのである。

なお、この小稿では、「攻められたらどうするか」の問いに答えて論じたが、現在の危機をリアルに見たとき、問われるべきは、むしろ「米軍のする戦争に共同作戦で加わろうとしている自衛隊を国民としてどうするか」であって、それは、「安保3文書」以降一層緊要なものとなっていることに留

## デマの向こうで戦争が始まる

### —宮古島から見えること

今、台湾有事に備えると言って、琉球弧の島々に自衛隊の基地が次々と作られている。私の住んでいる宮古島にも陸上自衛隊の駐屯地と弾薬庫が建設され、地対艦ミサイルと地対空ミサイルが配備された。

戦争は、何によって始まるのか。基地を作ることによって始まるのか。そのもとにあるのは、デマだと思う。戦争はデマによって始まる。

今回のデマは「中国が攻めてくる」。このデマのために、ここ7～8年の日本の防衛予算の多くが琉球弧の島々で使われ、さらに国はこれから防衛費の大幅増額をしようとしている。来年度の宮古島で使われる

意しておきたい。

最後に、ここで述べた抵抗論は法的・制度的議論であって、哲学的考察には入りえていない。この点でも、読者諸賢からお教えをいただければ幸いである。

（こばやし・たけし／沖縄大学客員教授、憲法学）

石嶺 香織

防衛予算は、100億円だ。新たな弾薬庫と庁舎を建てるという。基地はもうほとんど完成したかに見えたのに、いくらでも膨れ上がる。財政規模が400億円ほどの宮古島市で、100億円の防衛予算が国から投入されるのがどんなことか、想像できると思う。

コロナ禍の前まで、宮古島にはたくさん中国人がクルーズ船で旅行に来ていた。島はそれで潤う一方で、基地建設でも潤った。島外から建設作業員がたくさん来て、その人たちの住む場所を作るためにマンション建設のラッシュになり、「宮古バ